

地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の 見直しについて（修正案）

1 趣 旨

地域手当について、国との制度的均衡を図りつつ、都の実情に沿って見直しを行う。

このことに伴い、特地勤務手当及びへき地手当（以下「特地勤務手当等」という。）の併給調整について見直しを行う。

2 改正内容

- （１）地域手当の支給割合を別紙「地域手当の支給割合」のとおり改正する。
- （２）地域手当の異動保障措置を定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に適用する。
- （３）地域手当の異動保障措置又は新規採用職員特例が適用される場合は、特
地勤務手当等の月額から地域手当の月額に以下の減額割合を乗じた額を減
ずる。

	令和 9 年度	令和 10 年度以降
減額割合	100 分の 60	100 分の 76

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

ただし、上記 2（２）の改正については、令和 7 年 4 月 1 日以降に異動する職員から適用する。

4 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

地域手当の支給割合

項 目	区 分	現 行	改 正 案			
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度以降
公署の支給割合	区部・多摩公署	20%	現行のとおり			
	島しょ公署	<u>0%</u>	<u>4%</u>	<u>8%</u>	<u>12%</u>	<u>16%</u>
	都外公署	<u>12%</u>	現行のとおり			<u>16%</u>
異動保障措置の 支給割合	区部・多摩公署から 島しょ公署へ異動する職員	<u>9%</u>	現行のとおり		<u>16%</u>	<u>20%</u>
	区部・多摩公署から 都外公署へ異動する職員	20%	現行のとおり			
	都外公署から 島しょ公署へ異動する職員	<u>5.4%</u>	現行のとおり	<u>12%</u>	<u>廃止</u>	
新規採用職員特例の 支給割合	新規採用直後から 島しょ公署で勤務する職員	<u>9%</u>	現行のとおり		<u>16%</u>	<u>20%</u>
	新規採用直後から 都外公署で勤務する職員	20%	現行のとおり			